

マニフェスト関連の罰則(まとめ)

「産廃マニフェストの運用解説」において、排出事業者様が守るべき義務についてご説明していますが、その義務を守れなかった場合に、排出事業者が受けることになる罰則をまとめました。

「産廃マニフェストの運用解説」

: <http://www.dowa-ecoj.jp/benri/2010/20101201.html>

: DOWAエコジャーナル 環境便利帳 2010/12/1 記事 「産廃マニフェストの運用解説」

| 条文 | 違反の種類 | 違反の内容 | 罰則 |
|------------|-----------------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 第29条第3号 | 管理票交付義務違反 | 廃棄物を引き渡す際にマニフェストを交付しなかった場合 | 6ヶ月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金 |
| 第29条第3号 | 記載義務違反 | マニフェストに必要事項を記載しなかった場合 | |
| 第29条第3号 | 虚偽記載 | マニフェストに虚偽の記載をした場合 | |
| 第29条第7号 | 管理票保存義務違反 | 管理票又はその写しを定められた期間保存していない場合 | |
| 第29条第10号 | 管理票虚偽登録 ※電子マニフェストを運用する場合 | 情報処理センターに虚偽の登録をした場合 | |
| 第32条第1項第2号 | 両罰規定 | 従業員が第29条(他)の違反を行った場合に、法人にも罰金刑が科せられる | 50万円以下の罰金 |

マニフェストの管理は大変だと思いますが、前回御説明を差し上げた「マニフェストの運用解説」を参考にして、今一度マニフェストの記載方法や保管について見直してはいかがでしょうか。

DOWAグループでは、より適正・適法な廃棄物処理をお約束するため、契約情報・マニフェスト・処理状況等を一元的に管理できる環境情報システムを開発して運用しています。

詳しくはDOWAのホームページにて解説しています

: <http://www.dowa-eco.co.jp/business/waste/donuts.html>

罰則があるからではなく、自分たちの出した廃棄物がどうなっているかしっかり把握するために、マニフェスト管理に取り組むことをお勧めします。